

## Tokyo Metro To Me CARD 会員特約

### 第1条 (Tokyo Metro To Me CARD とは)

Tokyo Metro To Me CARD (以下「To Me CARD」と称します。)は、東京地下鉄株式会社 (以下「東京メトロ」と称します。)と株式会社クレディセゾン (以下「セゾン」と称します。)が提携して発行するクレジットカードであり、セゾンが提供するクレジットカードサービス、並びに東京メトロが提供する特典及び諸サービスが受けられるカードをいいます。

### 第2条 (会員資格)

- 申込者は、セゾンが提供するクレジットサービス等については「UCカード会員規約」、東京メトロが提供する特典及び諸サービスについては、東京メトロ及びセゾン (以下一括して「両社」と称します。)が定める本特約並びに東京メトロが定める「メトロポイントクラブ会員規約」の内容を承認の上、両社が定める共通の入会申込書等所定の方法にて、両社に入会を申込みものとします。
- To Me CARDの会員は、両社が会員として入会を承諾した者とし、UCカード会員規約に定める会員資格 (以下「セゾンの会員資格」と称します。)と本特約に基づく資格 (以下「To Me CARD 会員資格」と称します。)を有するものとします。契約は両社が承諾した日に成立するものとします。
- セゾンは、会員に対し、To Me CARD を貸与するものとします。

### 第3条 (特典およびサービスの利用)

- 会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、東京メトロが提供する特典及びサービスを受ける場合、東京メトロ所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第4条 (年会費)

To Me CARDの年会費は、以下の通りとします。

	一般カード	ゴールドカード
本人カード	無料	11,000 円(税込)
家族カード	無料	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき、1,100 円(税込)。

### 第5条 (会員資格の喪失)

- 東京メトロは、会員が To Me CARD 会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せず に To Me CARD 会員資格を取り消すことができるものとします。
- 会員が前項により To Me CARD 会員資格を取り消された場合、セゾンは当該会員のセゾン会員資格を取り消すものとします。
- 会員は、セゾンの会員資格を取り消された場合は、To Me CARD 会員資格を取り消されるものとします。
- 本条第2項又は第3項により、会員がセゾン会員資格及び To Me CARD 会員資格を失い、セゾンが To Me CARD の返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

### 第6条 (本規約の変更等の準用)

- UCカード会員規約第19条 (規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条 (規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
- 本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」及び「メトロポイントクラブ会員規約」が適用されるものとします。

(2024年4月15日現在)